

○個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

制 定 令 5 . 7 . 25 . 規 則 2

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年大和川右岸水防事務組合条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、条例の例による。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第 3 条第 2 項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金に相当する額とする。

3 前各項に定める写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

公文書の種類	区分	単位	金額	備考
文書又は図面	複写機により複写したものの公布	単色刷1枚	日本産業規格A列3番までの大きさの用紙  10円	・用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。  ・日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙の場合は、A列3番の用紙を用いた場合に換算して写しの枚数を計算する。
		多色刷1枚	日本産業規格A列3番までの大きさの用紙  50円	